

【資料編】

V 航空機

1 CV-22 オスプレイの配備

資料 32

日本国における新たな航空機（MV-22）に関する合同委員会への覚書（仮訳）

参照：

- a. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）
- b. 日本国における新たな航空機（MV-22）に関する声明

1. この覚書（参照 b を含む。）は、MV-22 の飛行運用の安全性を確認し、日本国への新たな航空機（MV-22）の駐留及び運用を取り扱う。
2. 参照 b は、航空機の概要、その安全性についての記録、その乗組員及び整備要員の訓練、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用、並びに訓練区域及びその他の空域における飛行運用を含む。
3. 日本国政府及び合衆国政府は、合同委員会及びその様々な分科会を通じて、飛行の安全性、騒音規制及び低空飛行訓練を含む相互の関心事項に関する緊密な協力を継続する。

2012年9月19日に合同委員会により承認された。

伊原純一 合同委員会日本国政府代表
 アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア
 合衆国海兵隊少将 合同委員会合衆国政府代表

日本国における新たな航空機（MV-22）（仮訳）

1. 概況：

○米海兵隊は、MV-22 ティルトローター機により航空機部隊の更新を行い、普天間飛行場において、同機1機につき1機のCH-46ヘリコプターを退役させる。これは、世界的にCH-46ヘリコプターをMV-22 ティルトローター機に換装するという米海兵隊のプロセスの一部である。これは、部隊レベルの更新であって、日本国における合衆国のプレゼンスの重大な変更ではない。

○また、この更新によって、沖縄における隊員又はその家族の人数に大きな変更が生じるものではない。

2. 航空機の概要：

a. MV-22 は、ヘリコプターの垂直離着陸能力と固定翼機の数及び行動範囲とを組み合わせた高い性能を有する航空機である。MV-22 は、1964年に導入されたCH-46と比較して、約2倍の飛行速度を有し、約3倍の搭載量の輸送が可能であり、約4倍の戦闘行動半径を有する。こうした高い性能を有するMV-22の沖縄への配備は、戦略的重要性を有し、日本国の安全並びに地域における国際の平和及び安全の維持に一層寄与するものである。

b. MV-22 は、その高い性能と多機能性により、日本国及びこの地域における人道的援助、災害救援及び救助活動をより効果的に遂行することもできる。MV-22によって、合衆国政府が地元コミュニティ及びこの地域に対して人道的援助及び災害救援活動を提供することができるようになることが期待される。訓練区域での自然火災の消火において、CH-46と比べて3倍の水量を輸送する能力を有するMV-22による水の輸送及び投下といった機能は、同機の重要な機能の例である。さらに、MV-22は、過酷な遠征地からの援助や救助活動といった運用が可能であり、また、2万ポンドの貨物を260ノット以上の最大巡航速度で輸送することができる。例えば、2010年のハイチにおける災害救援活動においては、MV-22の速度、航続距離及び垂直離着陸能力によって、複数の部隊及び救援物資を遠隔地に輸送することが可能となった。MV-22は、リビアにおいて撃墜されたF-15Eから操縦士1名を救出するために地中海遠隔の場所にある揚陸艦から安全に飛び立つことも可能であった。

c. 災害救援、人道的援助及び救助活動の分野において成功を収めたこれまでのMV-22の運用成績や実績に鑑みれば、MV-22は日本国及び地域全体において重要な役割を果たす。

3. 航空機の安全性についての記録：

過去10年間の飛行実績から収集したデータは、MV-22が、一貫して米海兵隊の平均よりも優れた安全性についての記録を示してきたことを証明している。

a. 合衆国政府は、MV-22の飛行運用の安全性にコミットしている。合衆国政府は、MV-22が、同機に適用される海軍航空訓練運用手続標準（NATOPS）飛行マニュアルに従って運用されること、また、それにより飛行運用の安全性が高まること、及び米海兵隊は乗組員を徹底

的に教育及び訓練することを再確認する。合衆国政府においては、事故原因の特定、及び類似の事故の予防に向けた適切な措置をとるための手続が確立されている。これらの手続には、その見直しの必要性の有無を判断するための、運用や訓練の内容の再検証も含まれている。合衆国政府は、モロッコにおけるMV-22の事故及びフロリダにおけるCV-22の事故について、これらの手続に従って対応した。また、これらの事故を受け、米海兵隊は、MV-22の運用及び訓練に適切な見直しを反映させるため、これらの手続に従って適切な再発防止措置を講じた。

b. 合衆国政府は、日本国政府に対し、2012年4月1日にモロッコにおいて発生したMV-22の事故及び同年6月13日にフロリダにおいて発生したCV-22の事故に関する調査報告書を提供した。合衆国政府は、日本国政府に対し、これらの調査が、関連する規則及び命令に従って独立的かつ客観的に行われたことを保証する。日本国政府は、これらの調査報告書を主体的に検証し、MV-22の安全性を確認した。その際、日本国政府は、MV-22に関する情報への過去に類を見ないアクセスが与えられ、また、多数の試乗飛行やブリーフィングが提供された。さらに、日本国政府及び合衆国政府は、様々なレベルの政策担当者や運用担当者との間で広範な協議を行った。

c. 米海兵隊は、更なる事故の発生を防ぐため、NATO PSの手順を積極的に文書化し、また、適切であれば、手順を修正したり、見直しを行うといった努力を行ってきており、その結果、MV-22は際立った安全性についての記録を有するに至っている。

4. MV-22の乗組員及び整備要員の訓練：

a. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、熟練しており、必要な資格を有する者である。乗組員は、必要な資格を取得するために、関連する訓練基準を満たさなければならない。これには航空機の緊急事態への対応も含まれる。航空機事故を防ぐため、乗組員の訓練には、世界で起こるあらゆる航空機事故の事例から得られた適用し得る教訓も含まれる。MV-22の機長は、同乗の乗組員の運用を含む航空機の安全性に常に責任を有することから、機長及び指揮官の任に当たるその他の米海兵隊士官は、乗組員の練度維持、乗組員の能力向上、及び軍の即応態勢の強化を目的として、日本国において乗組員の訓練を継続する。

b. 日本国に着任する全てのMV-22の乗組員は、日本国において同機による飛行を行う前に、まず運用上の必要（「飛行場規則」）及びその他の固有の特性（例えば、地形や気候等）を熟知する。また、MV-22による飛行を行うに際してはその度ごとに、同機の乗組員に対し、標準的な運用手順、乗組員間の連携及び計画に定められた運用区域を確認するための徹底したブリーフィングが行われる。

c. 全てのMV-22の整備要員は、適用される職業技能上の特殊な基準に従って徹底して訓練され、また、MV-22の効果的かつ安全な運用を確保するため、最新の整備に関する情報や整備方法を取り入れる。

5. 米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用：

a. 合衆国政府は、適用される騒音規制措置に関する合同委員会合意を引き続き遵守する意図を有する。

b. 合衆国政府は、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する。この目的のために、MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される。MV-22は、陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが、移動の際には、可能な限り水上を飛行する。

c. 22時から6時までの間、MV-22の飛行及び地上での活動は、運用上必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。合衆国政府は、シミュレーターの使用等により、MV-22の夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を最小限にする。

d. MV-22は、安全な飛行運用を確保するために、普天間飛行場における離発着の際、基本的に、既存の固定翼機及び回転翼機の場合周経路並びに現地の運用手順の双方を使用する。

e. MV-22は、通常、ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き、MV-22は、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モード

で飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定する。

f. MV-22の沖縄への配備の後、既存の計画の一部として、また、日本国政府からの支援も得て、日米両政府は、日本国内の沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を検討する意向である。

6. 訓練区域及びその他の空域におけるMV-22の飛行運用：

a. 低空飛行を含む飛行運用の一部として、MV-22の乗組員は、訓練区域や訓練航法経路沿いにおける障害物や危険物について、定期的に報告を行う。

さらに、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、乗組員は、訓練区域や訓練航法経路における変化についてスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。

b. 飛行運用の間、最大限の安全性を確保するため、MV-22の乗組員は、訓練航法経路を定期的に見直し、検証する。したがって、安全性を確保し、住民に与える影響を最小限にするため、これらの経路の位置は、時間の経過とともに修正され得るものである。

c. 合衆国政府は、公共の安全に妥当な配慮を払ってMV-22の飛行運用を実施する。

d. 合衆国政府は、常に、週末及び日本国の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。

e. MV-22は、時折、低高度で運用されることから、同機の乗組員は、日本国において低空飛行訓練を行う。MV-22は、訓練航法経路を飛行する間、地上から500フィート以上の高度で飛行する。ただし、MV-22の運用の安全性を確保するために、その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物（例えば、学校、病院等）といった場所の上空を避けて飛行することは、合衆国の航空機の標準的な慣行である。

(お知らせ)

30. 4. 3
防 衛 省

CV-22オスプレイの横田飛行場配備について

- 1 4月3日、在日米軍は、米空軍CV-22オスプレイの横田飛行場への配備について発表しました。この発表及び米国政府からの説明によれば、米国政府は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成29年に発表したスケジュールを変更し(※)、今年の夏頃に、5機のCV-22を横田飛行場へ配備する予定です。また、この配備に先立ち、今週後半に地域の安全保障の訓練のため、横田飛行場に一時的な立ち寄りを行うとしています。更に、今後数年間で段階的に計10機のCV-22と約450人の人員を横田飛行場へ配備する予定です。
 - 2 政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有するCV-22が我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資すると考えています。
 - 3 また、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元に与える影響を最小限にとどめるよう日米で協力していく考えです。
- ※ CV-22の横田飛行場への配備については、米側は平成27年5月に、平成29年後半より配備するとしておりましたが、平成29年3月に、配備を2020米会計年度(平成31年10月～平成32年9月)に延期する旨公表していました。

資料34

CV-22オスプレイの横田飛行場への配備について

平成30年4月3日
外務省・防衛省

1 経緯

- 平成27年5月、平成29年後半から横田飛行場に配備する旨、接受国通報。
- 平成29年3月、米空軍の他の運用との兼ね合いなどにより、配備を2020米会計年度(平成31年10月～平成32年9月)に延期する旨、公表。

2 配備の概要

【配備スケジュール】

- 太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成29年に公表したスケジュールを変更し、今年の夏頃に、5機のCV-22を横田飛行場へ配備する。
- この配備に先立ち、5機のCV-22が、今週後半に地域の安全保障の訓練に参加するため、横田飛行場に一時的な立ち寄りを行った後、一度本邦を離れる。今年の夏頃に、配備のために横田飛行場に戻る。
- 今後数年間で、段階的に計10機のCV-22と約450人の人員を配備する。

【配備の意義】

- 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有するCV-22オスプレイが我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資するものと考えている。

【安全面への配慮】

- CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元を与える影響を最小限にとどめるよう日米で協力していく考え。

(参考)CV-22について

- CV-22は、米空軍仕様のオスプレイ。米海兵隊仕様のMV-22と機体構造及び基本性能(エンジン、飛行システムの基礎)は同一。

※ 従事する任務の違いに伴い、CV-22はMV-22にはない地形追従装置などを装備。



- 各種事態が発生した場合に、米軍の特殊作戦部隊を輸送する任務を担う。

資料 35

CV-22 オスプレイの横田飛行場配備に関する
横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会コメント

本日、CV-22 オスプレイの横田飛行場配備について国から公表があり、これに先立ち、防衛省北関東防衛局が横田飛行場の所在する東京都と5市1町を訪問し、説明がありました。国の公表及び説明によれば、米国政府は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成29年に発表したスケジュールを変更し、今年の夏頃に、5機のCV-22を横田飛行場へ配備する予定であり、また、配備に先立ち、5機が今週後半に地域の安全保障の訓練のため、横田飛行場に一時的な立ち寄りを行う、とのことです。更に、今後数年間で段階的に計10機のCV-22と約450人の人員を横田飛行場へ配備する予定である、とのことでした。

当協議会は、これまでも国に対し、CV-22 オスプレイの配備とMV-22 オスプレイの飛来に対する要請を行っており、今般のCV-22 オスプレイの配備等の説明を受け、国に対し、これまでの要請の趣旨を踏まえ、下記のとおり、口頭で要請しました。

< CV-22 オスプレイの配備について >

- ・ 国の責任において、地元自治体や周辺住民に対して、配備に関する事項の早急な説明、迅速かつ正確な情報提供を行うなど、十分な説明責任を果たすとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を米国に働きかけること。

< CV-22 オスプレイの一時的な立ち寄りについて >

- ・ 国の責任において、地元自治体や周辺住民に対して、迅速かつ正確な情報提供及び丁寧な説明を行うこと。
- ・ 日米合同委員会合意の遵守はもとより、安全対策の徹底と騒音への配慮を行うこと。
- ・ 上記について、貴職から米軍へ申し入れること。

これまで、横田飛行場に関する共通の諸問題については、横田飛行場の所在する東京都と5市1町で構成される横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を設置し、連携し対応してまいりました。

今後も、CV-22 オスプレイの配備について、国に対し、当協議会で協議の上、対応していく考えです。

平成30年4月3日

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百 合 子
副会長	福 生 市 長	加 藤	育 男
	立 川 市 長	清 水	庄 平
	昭 島 市 長	臼 井	伸 介
	武蔵村山市長	藤 野	勝
	羽 村 市 長	並 木	心
	瑞穂町長	杉 浦	裕 之

資料 36

横田基地へのCV-22 オスプレイの配備について（要請）

平成30年4月3日、在日米軍は、横田基地へのCV-22 オスプレイの配備に関し、2020米会計年度としていた予定を1年以上前倒しし、今年の夏頃に配備すると発表した。さらに、4月5日には、5機のCV-22 オスプレイが横田基地に一時的な立ち寄りのために飛来した。

オスプレイについては、平成28年12月の沖縄県におけるMV-22 オスプレイの不時着水をはじめ、国内外での事故や緊急着陸などが続いており、安全性への懸念がぬぐえない状況にある中で、今回の突然の配備前倒しの発表により、基地周辺住民の不安が広がっている。

配備前倒しの発表を受け、既に国に対しては、迅速かつ正確な情報提供等を求めているが、基地周辺住民の不安を解消していくためには、詳細かつ丁寧な説明が行われる必要がある。

ついては、次のとおり要請する。

記

国の責任において、CV-22 オスプレイの配備に関し、以下の事項について具体的な情報提供を行うこと。

- 1 CV-22の配備に関し、スケジュール、人員体制、新規施設整備等について
- 2 CV-22の運用に関し、横田基地における訓練内容や飛行経路等について
- 3 安全の確保と生活環境への配慮に関し、これまでの日米合同委員会合意事項の遵守等について
- 4 その他必要な事項について

平成30年4月27日

防衛大臣 小野寺 五典 殿

北関東防衛局長 吉田 廣太郎 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東 京 都 知 事	小 池	百 合 子
副 会 長	福 生 市 長	加 藤	育 男
	立 川 市 長	清 水	庄 平
	昭 島 市 長	臼 井	伸 介
	武蔵村山市長	藤 野	勝
	羽 村 市 長	並 木	心
	瑞穂町長	杉 浦	裕 之

資料37

CV-22オスプレイの横田飛行場への配備について

平成30年5月31日
北関東防衛局

CV-22の配備について

【背景、意義】

- CV-22は、我が国有事を始めとして各種事態が発生した場合に、米各軍の特殊作戦部隊を輸送することを主たる任務としています。
- また、我が国において、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合にも、迅速かつ広範囲にわたって、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を行うことが可能となります。
- CV-22の配備先については、米側から、CV-22の任務や役割を踏まえた上で、
 - ・ 運用や訓練上のニーズ
 - ・ 機体整備のための施設が活用できること
 - ・ 10機のCV-22及びその要員を受け入れるためのスペースを有していることなど、様々な点を総合的に勘案した結果、横田飛行場を選定したとの説明を受けています。
- 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有するCV-22が我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資すると考えています。
- なお、米側から、今回横田飛行場に配備される5機の機体は、フロリダ州ハルバート・フィールド空軍基地に所在していたものとの説明を受けています。

【昨年3月に公表された配備の延期の理由との整合性】

- CV-22の横田飛行場への配備については、当初2017(平成29)年後半から配備される予定でしたが、昨年3月に配備を2020米会計年度(平成31年10月～平成32年9月)に延期されることが公表されていました。
- この配備延期の理由について米側からは、
 - ・ 必要な機体数の確保に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと、
 - ・ パイロット及び整備士の訓練に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと、及び
 - ・ 米空軍の他の運用との兼ね合いと説明を受けていました。
- 4月3日、在日米軍は、このスケジュールをさらに変更することを公表し、今年の夏頃から配備が行われる予定となりましたが、今般の配備について米側は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するためとした上で、太平洋地域にアセットをシフトするという大統領の戦略を支援するものであり、日本の防衛に重要な役割を果たすものと説明しています。
- さらに、他の地域におけるCV-22の所要が低下したことにより、より効率的に戦力を再配置することが可能となり、機体の確保及びクルーの訓練・養成の機会を増加させることが可能となったと説明しています。

【スケジュール】

- 米側からは、5機のCV-22の配備開始の時期について今年の夏頃、残りの5機の配備については今後数年間で実施するとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【人員体制】

- 米側からは、計10機のCV-22の配備に伴い約450名の人員が配備されるとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【施設整備】

- 横田飛行場における施設整備については、米側から既存の施設の改修等を中心とする第1段階の整備は、2017(平成29)年9月までに完了している旨説明を受けています。
- また、2016米会計年度から2020米会計年度までの間で実施する予定の第2段階の施設整備については、2018(平成30)年10月から2021(平成33)年9月までの間に完了するとの説明を受けており、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

CV-22の運用について

【訓練内容】

- 横田飛行場周辺におけるCV-22の訓練については、米側から離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行う旨の説明を受けています。
- 今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【飛行経路】

- 米側からは、横田飛行場においては既存の飛行経路を飛行する旨の説明を受けています。

【飛行運用】

- 米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、また、既に配備されているMV-22に関する日米合同委員会合意(2012(平成24)年9月)の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。
- 当該日米合同委員会合意では、運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定することとなっています。
- また、当該日米合同委員会合意では、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定し、この目的のために、MV-22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定されることとなっています。

安全の確保と生活環境への配慮について

【CV-22の安全性】

- 米空軍のCV-22は、米海兵隊のMV-22と機体構造や推進システムは同一であり、その機体の安全性はMV-22と同等であると考えています。
- MV-22は、2005(平成17)年に米側がその安全性・信頼性を確認した上で量産が開始され、我が国政府としても、2012(平成24)年、MV-22の普天間飛行場への配備に先立ち、分析評価チームを設置するなどし、独自に安全性を確認しました。これに加え、2014(平成26)年、我が国政府もオスプレイを導入することを決定しましたが、その検討過程において、改めて、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを再確認しています。
- 沖縄やオーストラリア等においてMV-22の事故が起きていますが、これまで米側は、事故について機体構造上の問題はないとしており、事故後も所要の再発防止策を講じていると承知しています。我が国政府としては、米側に対し飛行安全の確保について必要な申入れを行ってきているところです。

【日米合同委員会合意の遵守】

- 米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22に関する日米合同委員会合意(2012(平成24)年9月)の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。
- 本年4月20日に米本国において開催された日米防衛大臣会談においては、小野寺大臣から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機も含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マティス長官から、安全な運用の確保は重要である旨の認識が示され、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致したところです。

【騒音】

- 米側からは、CV-22の騒音については、現在、横田飛行場に配備されている航空機と比較すると、C-12の騒音よりは大きいものの、多数を占めるC-130やUH-1の騒音とほぼ同程度であることから、同飛行場周辺における騒音に著しい影響はない旨説明を受けています。

その他

【情報提供】

- 横田飛行場周辺の住民の皆様が有する懸念や不安に対応するため、訓練等の情報について、米側から情報が得られた場合などには、速やかに御説明する考えです。

【騒音等への対応】

- 米側に対し、従来から、日米合同委員会で合意している騒音規制措置の遵守や、休日や地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行うとともに、住宅の防音工事を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持するなどの措置を講じているところです。
- 防衛省としては、米側に対し、引き続き、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくなど適切に対応していく考えです。

資料 38

横田基地へのCV-22 オスプレイの配備について（要請）

平成30年4月3日、在日米軍は、横田基地へのCV-22 オスプレイの配備に関し、2020 会計年度としていた予定を1年以上前倒しし、今年の夏頃に配備すると発表した。

さらに4月5日から13日にかけて、CV-22 オスプレイ5機が横田基地に一時的に立ち寄り、5月29日には、同5機が事前の通告なく飛来した。

オスプレイについては、平成28年12月の沖縄県におけるMV-22 オスプレイの不時着水をはじめ、国内外での事故や緊急着陸などが続き、安全性への懸念がぬぐえない状況にあり、さらに、今回の突然の配備前倒しの発表や度重なる飛来により、基地周辺住民の不安が広がっている。

このため、配備に先立ち、基地周辺住民や地元自治体へ迅速かつ正確な情報提供がなされる必要があることから、本協議会は4月27日に国に対し、CV-22 オスプレイの横田基地配備に関する具体的な情報を早期に提供するよう要請し、今般、国から一定の情報提供を受けたところである。

ついては、配備予定時期が間近に迫っていることを踏まえ、基地周辺住民の安全と生活環境を守るため、下記のとおり要請する。

記

CV-22 オスプレイの配備及び運用に当たっては、これまでの横田基地の騒音軽減措置やMV-22 オスプレイの運用に関する日米合同委員会での合意事項（※1）を遵守するとともに、以下の1～3の事項についても対応すること。

1 CV-22 オスプレイの配備について

- （1）今後の配備スケジュールを早期に明らかにすること。
- （2）施設の整備について、工事の内容及びスケジュールを早期に明らかにすること。
- （3）乗組員及び整備要員は、必要な資格及び十分な技術、経験を有する者を配置すること。
- （4）新たに配属となる軍人、軍属等の赴任スケジュールを明らかにするとともに、配属に当たっては、教育訓練と規律の保持を徹底すること。

2 CV-22 オスプレイの運用について

- （1）基地及び周辺上空の飛行経路（進入・出発経路及び場周経路）は、既存の飛行経路を使用すること。また、転換モード（※2）での飛行は基地上空でのみ行うこと。
- （2）離着陸時を除き、地上から500フィート以上の高度で飛行すること。
- （3）22時から翌6時までの間及び土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、盆、年末年始、入学試験時期等の特別な日にCV-22 オスプレイを使用した訓練等を行

わないこと。

- (4) CV-22 オスプレイを使用した訓練の実施に当たっては、事前に情報提供を行うこと。
- (5) CV-22 オスプレイ配備後の基地全体の離発着回数は、基地周辺住民への影響を踏まえ、できるだけ増加させないこと。

3 その他

- (1) CV-22 オスプレイの配備計画や運用の変更等を行う場合は、事前に情報提供を行うこと。
- (2) CV-22 オスプレイの配備及び運用に伴う基地周辺住民の不安を取り除くため、安全対策や騒音の軽減等を含め、必要な取組みを行うこと。

平成30年6月4日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

ケネス E. モス 大佐 殿

防衛大臣 小野寺 五典 殿

外務大臣 河野 太郎 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東 京 都 知 事	小 池	百 合 子
副 会 長	福 生 市 長	加 藤	育 男
	立 川 市 長	清 水	庄 平
	昭 島 市 長	臼 井	伸 介
	武蔵村山市長	藤 野	勝
	羽 村 市 長	並 木	心
	瑞 穂 町 長	杉 浦	裕 之

(※1)

- ① 昭和39年4月 横田飛行場の騒音規制措置
- ② 平成5年11月 横田飛行場の騒音規制措置（改正）
- ③ 平成24年9月 日本国における新たな航空機（MV-22）に関する合意

(※2)

回転翼から固定翼（または、その逆）へ転換する間の飛行モード

資料 39

C V－2 2 オスプレイの横田飛行場への配備日程公表に関する
「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」コメント

- 本日、国は、在日米軍が5機のC V－2 2 オスプレイを本年1 0 月 1 日に横田飛行場へ配備することを公表しました。
- 「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、本年4 月 3 日の配備計画の発表以降、国や米軍に対し、安全対策の徹底や生活環境への配慮等を求めるとともに、配備に当たっては、夜間等の飛行訓練を行わないことなどを要請してきました。
- この間、C V－2 2 オスプレイは複数回にわたって横田飛行場に飛来し、特に6 月 2 3 日以降については、現在に至るまで長期間留まり、地元への事前の情報提供も十分でないまま、飛行場周辺で飛行を繰り返しています。
- このような状況の中、配備日程が発表されたことを踏まえ、本日、国と米軍に対し、本協議会がこれまでに行ってきた配備・運用に関する要請内容を改めて確認し、真摯に対応するよう口頭要請しました。
- 併せて、現在、一時的に立ち寄りしているC V－2 2 オスプレイについて、横田飛行場周辺における飛行を最小限にすること及び飛行に当たっては事前の情報提供、安全対策や騒音等生活環境への配慮を行うことを要請しました。
- 本協議会では、1 0 月 1 日のC V－2 2 オスプレイの配備に向け、引き続き、国や米軍に対して必要な働きかけを行っていきます。

平成3 0 年8 月2 2 日

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百 合	子
副会長	福 生 市 長	加 藤	育 男	
	立 川 市 長	清 水	庄 平	
	昭 島 市 長	臼 井	伸 介	
	武蔵村山市長	藤 野		勝
	羽 村 市 長	並 木		心
	瑞 穂 町 長	杉 浦	裕	之

資料40

CV-22オスプレイの横田飛行場への配備について

平成30年9月19日
北関東防衛局

CV-22の配備について

【スケジュール】

- 米側からは、5機のCV-22を本年10月1日に配備し、残り5機については、具体的な配備の計画は未定ですが、2024年頃までに10機の配備を行う予定、6機目以降の配備情報については、適切に提供したい旨の説明を受けています。
- 今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【人員体制】

- 米側は、2024年頃までに段階的に計10機のCV-22と約450人の人員を横田飛行場へ配備するとしており、具体的な時期については、その時の状況によって調整が必要となるため、日本政府と緊密に連携していきたいと説明しています。
- いずれにせよ、詳細については引き続き米側に確認し、米側から情報が得られれば、適切に地元の皆様に御説明したいと考えています。

【施設整備】

- 横田飛行場における施設整備については、米側から既存の施設の改修等を中心とする第1段階の整備は、2017(平成29)年9月までに完了している旨説明を受けています。
- また、2016米会計年度から2020米会計年度までの間で実施する予定の第2段階の施設整備については、2018(平成30)年10月から2021(平成33)年9月までの間に完了するとの説明を受けており、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【乗組員及び整備要員】

- 米側は、以下の内容を含むMV-22に関する日米合同委員会合意(2012(平成24)年9月)を遵守する旨明言しています。
 - ・ 乗組員は、熟練しており、必要な資格を有する者で構成するとともに、練度維持等のため日本での訓練を継続
 - ・ 日本に着任する全ての乗組員は、日本での飛行を行う前に、運用上の所要(「飛行場規則」)及びその他の固有の特性(例えば、地形や気候等)を熟知する
 - ・ 整備要員は基準に従って徹底して訓練され、また最新の整備に関する情報や整備方法を取り入れる

CV-22の運用について

【日米合同委員会合意の遵守】

- 米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。
- また、本年8月22日の配備時期の公表に伴い、北関東防衛局長から第5空軍副司令官及び第374空輸航空団司令官に対して、日米合同委員会合意の遵守等について申入れを行ったところです。

【情報提供】

- 配備後におけるCV-22の訓練の実施に当たっては、米側から訓練情報などが得られた場合など、速やかに御説明する考えです。

その他

【騒音等への対応】

- 米側に対し、従来から、日米合同委員会で合意している騒音規制措置の遵守や、休日や地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行うとともに、住宅の防音工事を実施することにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持するなどの措置を講じているところです。
- 防衛省としては、米側に対し、引き続き、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくなど適切に対応していく考えです。

【飛行運用に関する取り組み】

- 本年4月20日に米本国で開催された日米防衛相会談においては、小野寺大臣から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機も含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マティス長官から、安全な運用の確保は重要である旨の認識が示され、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致したところです。
- その後も、本年5月29日にハワイ、及び6月29日に日本で開催された日米防衛相会談において、小野寺大臣からマティス国防長官に対し、米軍の安全な運用の確保に向けた協力を繰り返し要請しています。

資料 41

横田基地へのCV-22 オスプレイの配備について（要請）

本年10月1日に5機のCV-22 オスプレイが横田基地に正式配備される。

本協議会では、4月3日の配備計画発表以降、国や在日米軍に対し、迅速かつ正確な情報提供を行うなど、十分な説明責任を果たすことや、配備に当たっては、夜間等の飛行訓練を行わないことなどを複数回に渡って要請してきた。

しかしながら、配備前にも関わらず、5機のCV-22 オスプレイが横田基地に長期間留まり、事前の情報提供もなく飛行を繰り返すなど、基地周辺住民のCV-22 オスプレイに対する不安は解消されたとは言えない状況にある。

については、10月1日の正式配備を間近に控え、これまでの本協議会の要請や既存の日米合同委員会合意を遵守することはもとより、以下のことについて改めて要請する。

記

- 1 配備後も、CV-22 オスプレイの訓練等の情報や機体の安全性に関する情報について、迅速かつ正確に情報提供すること。
- 2 安全対策を徹底するとともに、騒音など基地周辺住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。また、運用に関する地元自治体からの要請等に対して真摯に対応すること。
- 3 上記を在日米軍に対し強く働き掛けるとともに、配備に伴う基地周辺地域の負担増加に対する軽減策を講ずること。

平成30年9月25日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官 オーティス C. ジョーンズ大佐 殿
 防衛大臣 小野寺 五典 殿
 外務大臣 河野 太郎 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百合子
副会長	福生市長	加 藤	育 男
	立川市長	清 水	庄 平
	昭島市長	白 井	伸 介
	武蔵村山市長	藤 野	勝 心
	羽村市長	並 木	心 之
	瑞穂町長	杉 浦	裕 之

資料42

(お知らせ)

3. 7. 20
北関東防衛局

CV-22オスプレイの横田飛行場配備について

CV-22については、平成30(2018)年に既に説明しているとおり、2024年頃までに段階的に計10機のCV-22を横田飛行場に配備する計画となっており、2018年10月から5機のCV-22が配備されています。今般、米側より、この計画に基づいて、既に配備されている部隊に追加されるものとして、CV-22が1機、2021年7月6日、横田飛行場に到着したとの説明がありましたので、お知らせいたします。

資料 43

CV-22 オスプレイの横田飛行場配備について（要請）

令和3年7月20日、既に配備されている部隊に追加されるものとしてCV-22 オスプレイ1機が2021年7月6日に、横田飛行場に到着したとの説明が米側よりあった、と国が公表した。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、CV-22 オスプレイに関して、かねてから、今後のスケジュール等の配備計画について迅速かつ正確な情報提供を求めてきたが、これらは未だに示されていない。加えて、6機目以降の配備情報については適切に提供するとしていたにもかかわらず、今回の追加配備について事前の情報提供がなされなかったことは、基地周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねず、遺憾である。

については、基地周辺住民の平穏で安全な生活を守る観点から、下記のとおり要請する。

記

- 1 今回の6機目の配備に当たり、事前に情報提供がなされなかった理由及び正式な配備日を明らかにすること。
- 2 今後の7機目以降の配備計画等について、迅速かつ正確な情報提供を行うことを改めて強く求めるとともに、実際の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供すること。
- 3 CV-22 オスプレイの運用に伴い既に配属されている人員数について、情報提供すること。また、今回の配備により新たに人員が配属される場合には、その人員数を明らかにするとともに、それらの人員に対する教育訓練と規律の保持を徹底すること。
- 4 追加配備に伴う施設整備についても、その進捗等を迅速かつ正確に情報提供すること。
- 5 配備機数の増に伴い、これまで以上に安全対策を徹底するとともに、今回の配備によっても、CV-22 オスプレイの離着陸回数を、極力増加させないなど、騒音等基地周辺住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。また、運用に関する地元自治体からの要請等に対して真摯に対応すること。
- 6 以上の内容について、米軍に対し強く働きかけるとともに、配備に伴う基地周辺地域の負担増加に対する軽減策を講ずること。

※ 6は国に対してのみ要請

令和3年7月21日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官 アンドリュー J. キャンベル大佐殿
 防衛大臣 岸信夫 殿 外務大臣 茂木敏充 殿
 北関東防衛局長 扇谷 治 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百 合	子
副会長	武蔵村山市長	山 崎	泰	大
	立 川 市 長	清 水	庄	平
	昭 島 市 長	臼 井	伸	介
	福 生 市 長	加 藤	育	男
	羽 村 市 長	橋 本	弘	山
	瑞 穂 町 長	杉 浦	裕	之

資料44

(お知らせ)

令和7年10月28日

北 関 東 防 衛 局

CV-22オスプレイの横田飛行場への配備について

今般、米側より、

- 2025年6月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、2023年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のCV-22オスプレイ1機の代わりとして配備されたものである。
- 今回の新たな1機の配備により、現在、横田飛行場には6機のCV-22オスプレイが配備されている。
- 残りの4機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計10機のCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はない。

との説明がありましたので、お知らせいたします。

資料45

CV-22オスプレイの横田飛行場への配備について（要請）

令和7年10月28日、防衛省北関東防衛局が、「2025年6月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、2023年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のCV-22オスプレイ1機の代わりとして配備されたものであるなどとの説明が米側よりあった」と公表した。

当協議会は、CV-22オスプレイに関して、かねてから、今後の配備計画等について迅速かつ正確な情報提供を求めてきたが、未だに示されていない。また、配備に関する情報については適切に提供するとしていたにもかかわらず、今回も事前の情報提供がなく、飛来から4か月も経過したのちに配備となった事実が公表された。令和3年7月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、基地周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねず、遺憾である。

については、基地周辺住民の平穏で安全な生活を守る観点から、下記のとおり要請する。

記

- 1 今回の配備に当たり、事前に情報提供がなされなかった理由及び正式な配備日を明らかにすること。
- 2 今後の配備計画等について、迅速かつ正確な情報提供を行うことを改めて強く求めるとともに、実際の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供すること。
- 3 CV-22オスプレイの運用に伴い配属されている人員数について、情報提供すること。また、今回の配備により新たに人員が配属される場合には、その人員数を明らかにするとともに、それらの人員に対する教育訓練と規律の保持を徹底すること。
- 4 追加配備に伴う施設整備についても、その進捗等を迅速かつ正確に情報提供すること。
- 5 配備機数の増に伴い、これまで以上に安全対策を徹底するとともに、今回の配備によっても、CV-22オスプレイの離着陸回数を、極力増加させないなど、騒音等基地周辺住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。また、運用に関する地元自治体からの要請等に対して真摯に対応すること。
- 6 以上の内容について、米軍に対し強く働きかけるとともに、配備に伴う基地周辺地域の負担増加に対する軽減策を講ずること。

※ 下線部は国のみに要請

令和7年10月30日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

防衛大臣 小泉 進次郎 殿

外務大臣 茂木 敏充 殿

北関東防衛局長 池田 真人 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百合子
副会長	昭島市長	臼 井	伸 介
	立川市長	酒 井	大 史
	福生市長	加 藤	育 男
	武蔵村山市長	山 崎	泰 大
	羽村市長	橋 本	弘 山
	瑞穂町長	山 崎	栄